

制 定 平成 27 年 3 月 3 日
一部改正 平成 30 年 12 月 〇 日

（目的）

第 1 条 社会保障審議会令第 6 条第 1 項に基づき設置された疾病、傷害及び死因分類専門委員会（以下、「専門委員会」という。）については、社会保障審議会令及び社会保障審議会運営規則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

（所掌）

第 2 条 専門委員会は次の事項について審議する。

- （１）「疾病、傷害及び死因分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- （２）「疾病、傷害及び死因分類」の軽微な変更
- （３）その他「疾病、傷害及び死因分類」に係る個別専門的事項

（構成等）

第 3 条 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員等の互選により選任する。

2 委員長は、委員長代理を指名することができる。

3 委員長代理は、委員長に事故があるとき、又は委員長が特に必要と認めて指示するとき
は、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員長が必要と認めたときは、専門委員会に、専門委員会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（公開）

第 5 条 専門委員会は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、専門委員会を非公開とすることができる。

（議事録）

第 6 条 議事録は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 専門委員会の資料は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

（庶務）

第 7 条 専門委員会の庶務は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整）付大臣官房統計情報部企画課国際分類情報管理室において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定めるものとする。

附則

（施行日）

本要綱は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。